

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～97 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>97-2 一般収容局ルータ</td> <td>収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能を有するもの</td> </tr> <tr> <td>97-3 特別収容局ルータ</td> <td>収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3 1～7 (略) 8 通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に收容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとし、 (NTT東日本の接続約款の場合) (1) 第1種サービス (2) 第2種サービス(クラス1タイプ1に係るものであって100Mbit/sの品目のもの、クラス1タイプ2、クラス2に係るものであって2Mbit/sから100Mbit/sまでの品目のものに限ります。)</p> <p>(相互接続点の設置) 第10条の4 1～5 (略) 6 通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等又はIP電話用ルータを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとし、</p>	用 語	意 味	1～97 (略)	(略)	97-2 一般収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能を有するもの	97-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しないもの	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～97 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>97-2 一般収容局ルータ</td> <td>収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能又はベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有するもの</td> </tr> <tr> <td>97-3 特別収容局ルータ</td> <td>収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (相互接続点の調査及び設置申込み) 第10条の3 1～7 (略) 8 通信用建物に当社のDSL装置又は局内スプリッタを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとし、</p> <p>(相互接続点の設置) 第10条の4 1～5 (略) 6 通信用建物に当社のDSL装置又は局内スプリッタを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとし、</p>	用 語	意 味	1～97 (略)	(略)	97-2 一般収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能又はベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有するもの	97-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの
用 語	意 味																
1～97 (略)	(略)																
97-2 一般収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能を有するもの																
97-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能を有しないもの																
用 語	意 味																
1～97 (略)	(略)																
97-2 一般収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能又はベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有するもの																
97-3 特別収容局ルータ	収容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの																

第3章 協定の締結手続き等

第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き

(優先パケット機能の接続に係る管理方針)

第34条の14

- 1 (略)
- 2 当社は、端末系交換機能第10欄イ欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1のプラン3、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5-1のプラン5(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。
- 3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと1回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ(以下「設定パターン」といいます。)を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合、ビジネスタイプの場合それぞれ13とします。

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第34条の15

- 1 (略)
- 2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。
 - (1) (略)
 - (2) 一度に申込む設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2(その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。)以下であること

第6章 責務

第1節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第50条

- 1~2 (略)
- 3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8-11欄において同じとします。)は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(優先クラス通信機能を利用するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第8-11欄及び2(料金額)2-2第10欄イ欄において同じとします。))及び各月の送受信データ量(ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ(Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。))の量をいいます。以下同じとします。)とします。以下第69条

第3章 協定の締結手続き等

第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き

(優先パケット機能の接続に係る管理方針)

第34条の14

- 1 (略)
- 2 当社は、端末系交換機能第10欄ア(イ)欄又はイ(ア)欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄(以下、「優先クラス通信機能」といいます。)との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1のプラン3及び10Gbit/sのもの、メニュー5-2及びメニュー5-4(以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。)の場合は1Mbit/s(音声のみに利用する場合は4Mbit/s)、メニュー5-1のプラン5(以下、「ビジネスタイプ」といいます。)の場合は10Mbit/s(音声のみに利用する場合は12Mbit/s)とします。
- 3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと1回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ(以下「設定パターン」といいます。)を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定める10Gbit/sのものの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプ(ただし、同メニュー5-1の10Gbit/sのものを除きます。))の場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ13とします。

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第34条の15

- 1 (略)
- 2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。
 - (1) (略)
 - (2) 一度に申込む設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1の10Gbit/sのものの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプ(ただし、同メニュー5-1の10Gbit/sのものを除きます。)の場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2(その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。)以下であること

第6章 責務

第1節 責務

(トラヒック又は回線数等の通知)

第50条

- 1~2 (略)
- 3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者(当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8-11欄において同じとします。)は、当社が定める期日までに、別表3(様式)様式第24-4の書面により、見込み需要(各月末の契約数(優先クラス通信機能を利用するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1(網使用料)1(適用)第8-11欄並びに2(料金額)2-2第10欄ア(イ)欄及びイ(ア)欄において同じとします。))及び各月の送受信データ量(ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ(Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。))の量をいいます。以下同じとします。)とします。以下第69条

及び第 74 条において同じとします。)を当社に通知することを要します。

第 10 章 料金等

第 2 節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1 (網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 端末系交換機能第 10 欄イ欄又はルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄の場合

前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの)と組み合わせて提供するものに限り、)ウ欄又はエ欄又は第 4 欄(イ)①欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(網使用料の実績に基づく精算)

第 74 条 当社は、料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料)に規定する端末系交換機能第 10 欄イ欄又はルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。)を把握したときは、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第 3 項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

以下第 69 条及び第 74 条において同じとします。)を当社に通知することを要します。

第 10 章 料金等

第 2 節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第 64 条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第 1 表第 1 (網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 端末系交換機能第 10 欄ア(イ)欄若しくはイ(7)欄又はルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄の場合

前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの)と組み合わせて提供するものに限り、)ウ欄、エ欄又は第 4 欄(7)欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(網使用料の実績に基づく精算)

第 74 条 当社は、料金表第 1 表(接続料金)第 1 (網使用料)に規定する端末系交換機能第 10 欄ア(イ)欄若しくはイ(7)欄又はルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値(以下この条において「当年度実績」といいます。)を把握したときは、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)第 3 項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

附 則（令和2年3月26日東相制第19-00094号）

（実施時期）

1. この改正規定は、令和2年3月26日から実施し、この改正規定のうち、第35条（修補の責任）、第101条（双務的条件）、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）の料金額、附則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）の料金額、附則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）の料金額、附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）の料金額並びに第13項の料金額については令和2年4月1日より適用します。また、第7項に係るものについては、令和5年3月31日までの間に限り適用するものとします。

ただし、第68条（手続費の支払義務）第1項第23号、第74条の2（手続費の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費等の適及適用）、第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）、料金表第2表第1（工事費）1（適用）第6欄、2（工事費の額）2-1（工事費）第25欄イ(イ)欄、第2（手続費）1（適用）第17欄及び2（手続費の額）2-1（手続費）第26欄ア(ア)欄については、当社の準備が整い次第、実施します。

（網使用料の算定に係る措置）

2. 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の2）に限り、以下この附則の第4項までにおいて同じとします。）について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値（令和元年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3. 当社は、この改正規定に係る令和元年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和元年度に係るものに限り、）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4. 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5. 当社は、この改正規定に係る2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄、2-1の4イ欄並びに2-2第9欄イ欄及び第10欄イ欄の網使用料（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、令和7年4月1日以後に適用される当該網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

6. 当社は、前3項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（光信号主端末回線の接続料の一部支払延期）

7. 光信号主端末回線と接続している協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。）は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額と2-1-1-2第2欄ア(ア)欄に掲げる1光信号分岐端末回線あたりの料金額の合計（以下この附則において「基準接続料」といいます。）が各事業年度の前事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主端末回線の接続料の一部支払延期（以下この附則において「支払延期」といいます。）を、当該事業年度に適用する光信号主端末回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から1ヶ月後（当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主端末回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の1ヶ月後又は光信号主端末回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。）までに、当社に申込みことができます。

8. 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。

9. 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主端末回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期額（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに係る利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利子負債に対する利率により計算するものとします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。

10. 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主端末回線（ただし、複数段階料金金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。

11. 協定事業者は、支払延期期間の各暦月において、光信号主端末回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。

(1) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して上昇した場合当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を減算

(2) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して低下した場合支払延期開始の前事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を加算

12. 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主端末回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

13. 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成30年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位	料金額	備考	
みなし契約者に関する宛名情報提供 手続費	1件ごとに	22.73円	平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間に限り適用します。	
		24.32円	平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間に限り適用します。	
優先接続受付手続費	1変更ごとに	69円		
光回線設備線路条件 調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1	47円
		(4) 加算額	(1) 成功検索ごとに	5円
		(2)		9円
光配線区域情報調査 費	ア欄	1通信用建物ごとに		24.159円
		1通信用建物ごとに		1,202円
ルーティング番号登 録工事等受付手続費	イ欄	1件ごとに		31円
同一番号移転可否情 報調査費	イ欄	1件ごとに		72円
		1電気通信番号ごとの1件ごとに		659円
		1電気通信番号ごとの1件ごとに		215円

<p>技術的条件集 第1章 通則</p> <p>(略)</p> <p>(相互接続呼の接続条件)</p> <p>第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に收容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)に收容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。</p>	<p>技術的条件集 第1章 通則</p> <p>(略)</p> <p>(相互接続呼の接続条件)</p> <p>第3条 当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表1に示すとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>5 当社網が提供する接続条件の中で本則第5条(標準的な接続箇所)第2項の対象となるインタフェース種別は地上局から通信衛星間のインタフェース、通信衛星内のトランスポンダ間のインタフェース、番号案内データベースからデータ回線接続装置間インタフェース、光信号電気信号変換装置に收容された光信号端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェース及び光信号伝送装置(1Gbit/s又は10Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)に收容された光信号分岐端末回線と宅内光信号電気信号変換装置間のインタフェースとします。</p>
---	--

形態 2-3
端末回線接続インタフェース(光信号伝送装置接続インタフェース)

(略)

(インタフェース仕様)

第 19 条の 6 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、1Gbit/s までの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表 28.2 のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 19 条の 7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

(略)

形態 2-3
端末回線接続インタフェース(光信号伝送装置接続インタフェース)

(略)

(インタフェース仕様)

第 19 条の 6 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、1Gbit/s/10Gbit/s までの符号伝送が可能な光信号伝送装置と接続する場合には技術的条件集別表 28.2 のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 19 条の 7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

(略)

技術的条件集別表 27.1 I P通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様
(1000BASE-SX インタフェース)

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

1. 1 削除

1. 2 1000BASE-SX インタフェース接続時

IEEE Std 802.3 Clause36 および 38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

2. データリンク層 (レイヤ2) 仕様

2. 1 1000BASE-SX仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

(略)

技術的条件集別表 27.1 I P通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様
(1000BASE-SX/10GBASE-LR インタフェース)

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

1. 1 削除

1. 2 1000BASE-SX インタフェース接続時

IEEE Std 802.3 Clause36 および 38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

1. 3 10GBASE-LR インタフェース接続時

IEEE Std 802.3 Clause49、51 および 52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

2. データリンク層 (レイヤ2) 仕様

2. 1 1000BASE-SX/10GBASE-LR仕様

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

(略)

技術的条件集別表 28.2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様
(1Gbit/s タイプ)

[参照規格一覧]
(略)

IEEE Std 802.3-2002 TM Carrier sense multiple access with collision
detection (CSMA/CD) access method and physical
layer specifications

インタフェース条件

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3 Clause36 および 40 準拠 (1000BASE-T)

通信モード full duplex

コネクタ仕様 ISO/IEC 8877 準拠

ケーブル仕様 ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠

なお、当社側コネクタのピン配置は、MDI-X による接続とする。

(略)

技術的条件集別表 28.2 光信号伝送装置接続インタフェース仕様
(1Gbit/s タイプ/10Gbit/s タイプ)

[参照規格一覧]
(略)

IEEE Std 802.3-2002 TM Carrier sense multiple access with collision
detection (CSMA/CD) access method and physical
layer specifications

IEEE Std 802.3-2012 TM Carrier sense multiple access with collision
detection (CSMA/CD) access method and physical
layer specifications

インタフェース条件

1. 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3 Clause36 および 40 準拠 (1000BASE-T) インタフェース接続時

通信モード full duplex

コネクタ仕様 ISO/IEC 8877 準拠

ケーブル仕様 ISO/IEC 11801、EIA/TIA-568A CAT5 準拠

なお、当社側コネクタのピン配置は、MDI-X による接続とする。

IEEE Std 802.3 Clause36 および Clause38 準拠 (1000BASE-SX/LX) インタフェー
ス接続時

通信モード full duplex

コネクタ仕様 JIS C5973 /C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

IEEE Std 802.3 Clause49、51 および 52 準拠 (10GBASE-LR) インタフェース接
続時

コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠

ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

(略)